



議会・選挙

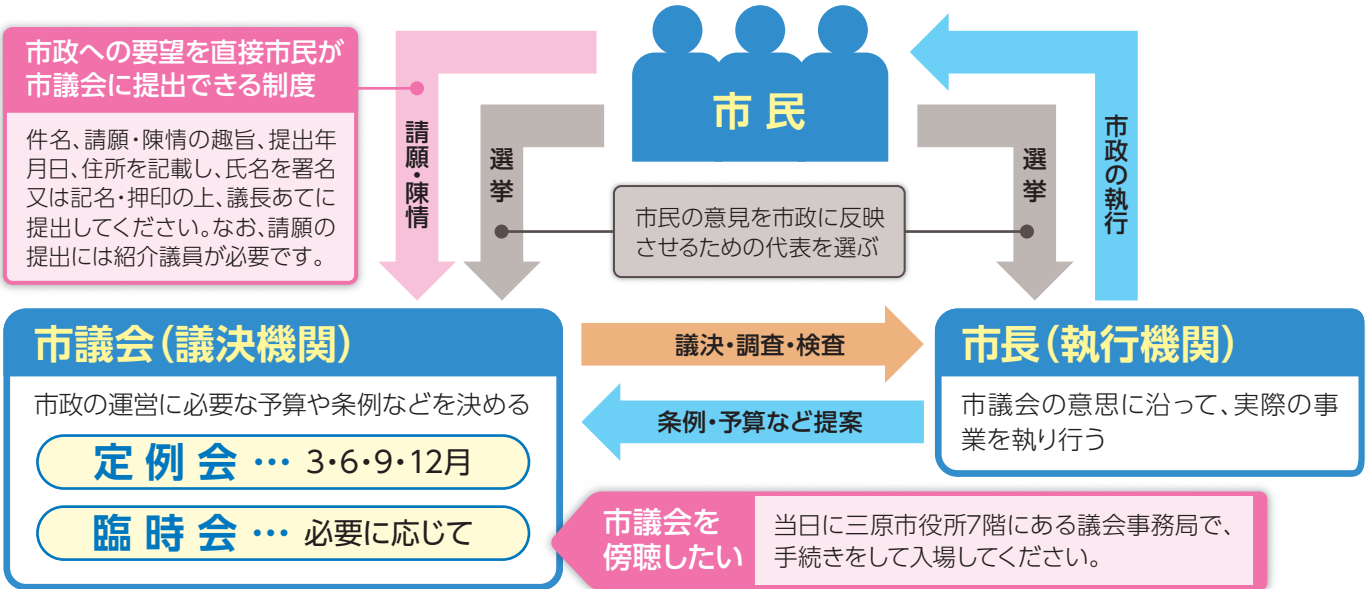
市議会

議会事務局

TEL 0848-67-6137

市議会のしくみ

市議会議員と市長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。市民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重しながら、市政の方針を決定しています。



- ・市議会には、3つの常任委員会があり、条例などの議案や請願の審査を行っています。
- ・議案は原則として過半数で決定されます。 ・定例会及び臨時会は市長が招集します。

選挙

選挙管理委員会

TEL 0848-67-6140

選挙権

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

選挙権を持つ対象者

選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。

- ・満18歳以上の日本国民
- ・転入の届出をした日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記載されていること。

登録の時期は、次のとおりです。

定時登録
毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、同日に登録します。

選挙時登録
選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。

選挙の管理・執行・種類

- ・**国政選挙**
衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙
- ・**地方選挙**
県知事選挙・県議会議員選挙・市長選挙・市議会議員選挙

こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	選挙人名簿登録地の本庁や支所など	期日前投票所によって投票期間や投票時間が異なります。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市区町村や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「介護保険被保険者証」等をお持ちの人で一定の要件に該当する人	自宅等	障害の種別や程度等によって要件が異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。